

金沢市新保町地内における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、金沢市新保町地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
環境開発株式会社	金沢市 新保町	ラ 11 番の 一部 外 17 筆	宅地、 雑種地、 山林ほか	41,675	焼却施設(既存施設活用) ・ 廃 PCB 等、PCB 処理物 (廃油に限る) 4.8kL/日 ・ PCB 汚染物、PCB 処理物 (廃油を除く) 21.6t/日

理 由

環境開発株式会社は、昭和 47 年の設立以来、申請地において一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分を行ってきている。

平成 26 年には、低濃度 PCB 廃棄物の処理施設に関して、敷地の位置の指定を受け無害化処理を行っている。

今回、既存処理施設を活用して、PCB 汚染物及び PCB 処理物の処理能力（処理量）を 10.32t/日から 21.60t/日に変更することから敷地の位置について付議するものである。

当施設は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、土地利用計画との整合、搬入路の確保等がなされるとともに、周辺住民への説明、関係機関との調整が終了していることから、都市計画上支障がないと考えられる。